

証券コード 3143

2026年6月3日

株 主 各 位

東京都港区北青山一丁目2番3号
オーウイル株式会社
代表取締役社長 伊 達 一 紀

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://owill.co.jp/ir/material.html>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「オーウイル」またはコードに当社証券コード「3143」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

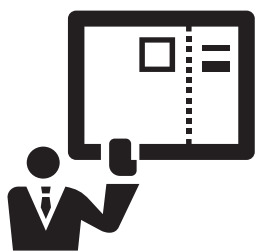
1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
日本都市センター会館内
都市センターホテル 6階 606会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第40期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 故代表取締役小口英器氏に対する役員退職慰労金及び弔慰金贈呈の件

以上


-
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会ご出席の皆さまへのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで



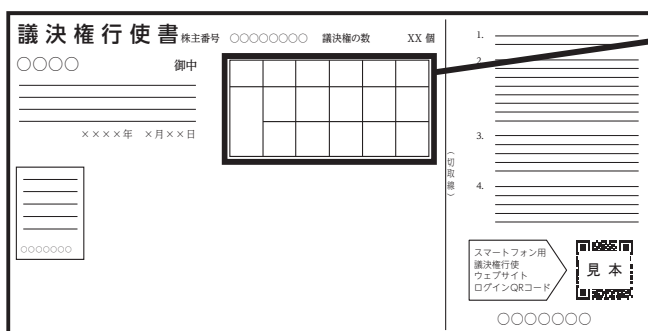
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、4、5号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 第2、3号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使の取扱いについて

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる 議決権行使のご案内

行使
期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

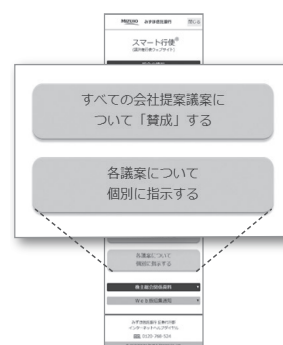


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力くだ
さい。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の
「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、
再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ
遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

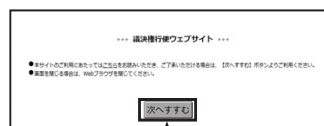
インターネットと書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

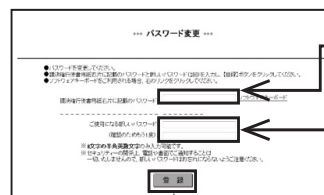
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的に企業価値の向上を目指すとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、引き続き安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び配当性向等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は180,400,260円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	伊達一紀 (1972年11月26日生)	1997年4月 当社入社 2006年4月 当社営業部長 2007年6月 当社取締役 2012年4月 当社経営企画本部長 2013年6月 当社専務取締役 2014年4月 当社営業本部長 2019年6月 当社代表取締役社長（現任）	54,000株
	<p>【選任理由】 伊達一紀氏は、海外営業及び経営企画部門を中心に豊富な経験と実績を有し、当社グループの事業戦略の立案を始めとする経営課題に積極的に取り組んでまいりました。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2	青柳あゆみ (1967年6月26日生)	1993年10月 当社入社 2008年4月 当社経理・財務部長 2010年7月 当社執行役員 2012年6月 当社取締役 2014年4月 当社経営企画室長 2015年7月 当社管理副本部長 2018年6月 当社常務取締役 当社管理本部長 2022年6月 当社専務取締役（現任） 当社管理本部、内部統制担当 2024年4月 当社管理本部長（現任）	35,700株
	<p>【選任理由】 青柳あゆみ氏は、経理財務、総務人事分野等の管理部門における豊富な知識と業務経験を有しており、経営課題及び業績改善に向けて積極的に取り組んでまいりました。これらの実績と経験を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	吉井 健一 (1971年10月19日生)	2005年8月 当社入社 2014年4月 当社経理・財務部長 2015年7月 当社執行役員 2015年7月 当社経営企画室長 2017年4月 (株)サンオーネスト代表取締役社長 2019年6月 当社取締役 2022年6月 当社常務取締役 当社管理本部長 2024年4月 当社経営企画室長 2025年4月 (株)海鮮代表取締役社長 (現任) 2025年6月 当社専務取締役 (現任) 2026年4月 NIITAKAYA U. S. A. INC. Executive Vice President (現任)	16,500株
		<p>【選任理由】 吉井健一氏は、経営企画室長、グループ会社の代表取締役社長を歴任して、グループ経営に関する幅広い業務の知見を有しており、当社グループの企業価値向上に貢献してまいりました。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	
4	佐伯 洋司 (1970年10月23日生)	1996年7月 当社入社 2007年4月 当社営業部長 2010年7月 当社執行役員 2016年6月 O' WILL (ASIA) HOLDINGS PTE. LTD. 代表取締役社長 2019年6月 当社取締役 当社営業本部長 (現任) 2022年6月 当社常務取締役 (現任)	103,500株
		<p>【選任理由】 佐伯洋司氏は、営業統括者として営業業務全般に精通していることに加えて、グループ会社の代表取締役社長を経るなど、当社グループの業績拡大に寄与してまいりました。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	
5	飯田 裕之 (1978年5月30日生)	2009年4月 当社入社 2010年4月 当社品質管理課長 2020年4月 当社営業部長 2020年10月 (株)アクセルテック代表取締役社長 (現任) 2021年6月 当社執行役員 2024年6月 当社取締役 (現任) 当社環境事業担当 (現任)	33,000株
		<p>【選任理由】 飯田裕之氏は、これまで品質管理部門や営業部門を指揮し、現在は環境事業担当として指揮を執っており、当社グループの業績拡大に寄与してまいりました。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務執行過程で提起された訴訟に対して損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約にて填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひろたてつじ 廣田哲治 (1953年10月16日生)	1977年4月 親和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 1985年8月 廣田哲治公認会計士事務所開設(現任) 2006年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役[監査等委員](現任)	一株
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>廣田哲治氏は、公認会計士及び法学博士としての豊富な知識、経験等を有しており、当該知識及び経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から適切な監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		
2	ひさつかともあき 久塚智明 (1952年12月19日生)	1978年4月 味の素(株)入社 2001年7月 同社食品研究所長 2003年6月 同社執行役員 2007年3月 (株)コカ・コーラ東京研究開発センター代表取締役社長 2007年10月 (株)FBTプランニング代表取締役社長(現任) 2022年6月 当社社外取締役[監査等委員](現任)	一株
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>久塚智明氏は、農学博士としての豊富な知識を有し、食品業界にて商品開発や技術開発に従事した経験を有しております。当該知見を活かして特に食品分野における品質管理についての専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また、同氏は、複数社において経営経験があり、その実績と高い見識から、有益な助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが、当社グループのガバナンス向上に大きく寄与するものと期待しております。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	こみや けん 小宮 憲 (1975年7月19日生)	2002年7月 稲本国際特許事務所入所 2005年11月 弁理士登録 東京国際特許事務所入所 2013年12月 弁護士登録 物部法律事務所入所 2014年4月 小宮法律事務所入所 (現任) 2022年6月 当社社外取締役 [監査等委員] (現任)	一株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 小宮憲氏は、弁護士としての法務関連分野における豊富な知識、経験等を有しており、当該知識及び経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から適切な監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 廣田哲治氏、久塚智明氏及び小宮憲氏は、社外取締役候補者であります。
3. 廣田哲治氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 久塚智明氏及び小宮憲氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、廣田哲治氏、久塚智明氏及び小宮憲氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の業務執行過程で提起された訴訟に対して損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約にて填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、廣田哲治氏、久塚智明氏及び小宮憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠者1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
にし かわ ひさ たか 西川 久貴 (1972年5月15日生)	2003年10月 弁護士登録 服部昌明法律事務所入所 2009年1月 同法律事務所パートナー 2014年4月 八丁堀西川法律事務所開設(現任)	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 西川久貴氏は、弁護士としての法務関連分野における豊富な知識、経験等を有しており、当該知識及び経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な監督・提言等をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。 なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 西川久貴氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の業務執行過程で提起された訴訟に対して損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約にて填補することとしております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の上場規程に定める独立役員として届出を行う予定であります。

第5号議案 故代表取締役小口英器氏に対する役員退職慰労金及び弔慰金贈呈の件

2025年7月5日に逝去されました当社創業者 故代表取締役会長 小口英器氏の在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、役員退職慰労金及び弔慰金として207,000,000円をご遺族に贈呈いたしたく存じます。

なお、贈呈の時期及び方法等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

故代表取締役会長 小口英器氏の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名	略歴
お ぐち ひで き 小 口 英 器	1987年1月 当社代表取締役社長 2016年6月 当社代表取締役会長 2017年6月 当社代表取締役会長兼社長 2019年6月 当社代表取締役会長 2025年7月 逝去

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の持続的な改善や国内企業の設備投資の持ち直し等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、日本国内の金利上昇や米国の通商政策の影響による景気下振れリスク、物価上昇の継続等により、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主力マーケットである食品飲料業界では、原材料価格の高騰や人件費上昇等を受けた製品値上げの影響により、消費者の節約志向が強まっており、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは「お客様に十分ご満足のゆく商品・サービスの提供」を品質方針に掲げ、安心・安全な商品提供を最優先に、品質管理体制の強化を図り、お客様ニーズに即した安定供給の継続とサービス向上に努めてまいりました。卸売事業において、主力商材である食品副原料、農産物加工品、乳および乳製品、環境関連商材の販売が好調に推移したことに加え、製造販売事業においても、魚卵製品および漬物製品の加工販売が好調に推移いたしました。その結果、当連結会計年度の売上高は41,909,213千円（前期比7.0%増）となりました。利益面においては、人件費や物流経費等の販管費が増加したものの、売上高の増加に伴い売上総利益が大幅に増加したことから、営業利益は1,368,977千円（前期比17.7%増）となりました。国内金利上昇に伴う支払利息の増加および円安進行に伴う為替差損の計上により、経常利益は1,254,134千円（前期比8.9%増）となりました。なお、前期計上した関係会社株式売却益が当期はなかったことに加えて、訴訟和解金等を計上したことにより、税金等調整前当期純利益は1,166,472千円（前期比11.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は793,923千円（前期比13.2%減）となりました。

当連結会計年度からNIITAKAYA U. S. A. INC. 及び株式会社アクセルテックを連結の範囲に含めたことに伴い、総資産及び純資産は前期比で大幅に増加し、総資産は20,477,251千円（前期末比26.2%増）、純資産は6,126,627千円（前期末比16.3%増）となりました。また、自己資本比率は28.9%であります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

<卸売事業>

当連結会計年度の飲食料品市場は、エネルギーコストおよび原材料価格の高騰を受けたメーカー各社の製品値上げが浸透しつつありますが、一方で、消費者の節約志向の高まりを背景に出荷数量は前連結会計年度比で減少しており、依然として経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは取引先の多様なニーズに対応するため、国内外から安全・安心な原材料・資材を確保し、安定供給体制の維持に努めてまいりました。また、既存取引先に対するサービス向上に加え、新規商材の開発・販促にも注力してまいりました。糖類・香料等の食品副原料、生クリーム・バター等の乳製品、果物の濃縮汁・茶葉等の農産加工品の販売はいずれも前期比で増加いたしました。さらに、健康志向の高まりを背景にアサイー需要が引き続き好調であったことから、食品原材料の売上高は前期比で大幅に増加いたしました。環境関連商材では、猛暑やエネルギーコスト上昇に伴う空調効率化需要の高まりに加え、展示会への積極的な出展による認知度向上が奏功し、主に物流施設向け大型シーリングファンの出荷が大きく伸びました。また、株式会社アクセルテックの事業が当セグメントの業績に寄与したことから、卸売事業の売上高は35,367,987千円（前期比1.7%増）となりました。

<製造販売事業>

製造販売事業では、日本国内において株式会社海鮮が鮮凍魚介類および魚卵類の加工販売を行っており、米国内において、NIITAKAYA U. S. A. INC. が漬物ガリ生姜の製造販売を行っております。

外食産業の堅調な市場動向を受け、魚卵製品および寿司ネタ商材の販売は前期比で増加いたしました。また、NIITAKAYA U. S. A. INC. の事業が当セグメントの業績に寄与したことから、当連結会計年度の製造販売事業の売上高は6,603,170千円（前期比22.7%増）となりました。

（注）セグメントの売上高には、セグメント間の取引を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、48,961千円であります。その主なものは、製造販売事業における工場設備や工場内の機械設備の購入によるものであります。

(3) 資金調達の様況

当社グループは、運転資金及び設備投資資金等に充当するため、取引銀行より長期借入金として1,700,000千円の資金調達を行いました。

なお、当社グループは、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における当座貸越にかかる借入金の未実行残高等は次のとおりとなっております。

当座貸越残高	5,170,000千円
借入実行残高	2,250,000千円
差引高	2,920,000千円

(4) 財産及び損益の様況

① 企業集団の財産及び損益の様況

区 分	第 37 期 (2023年3月期)	第 38 期 (2024年3月期)	第 39 期 (2025年3月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高(千円)	31,255,516	31,775,239	39,156,014	41,909,213
経 常 利 益(千円)	875,072	909,678	1,151,776	1,254,134
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	580,452	681,515	915,103	793,923
1株当たり当期純利益 (円)	61.43	73.56	101.91	88.13
総 資 産(千円)	11,445,243	13,629,513	16,231,562	20,477,251
純 資 産(千円)	4,164,806	4,544,776	5,266,175	6,126,627
1株当たり純資産額 (円)	429.51	490.69	570.24	656.51

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の様況

区 分	第 37 期 (2023年3月期)	第 38 期 (2024年3月期)	第 39 期 (2025年3月期)	第 40 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高(千円)	29,883,233	30,283,248	33,780,284	34,151,383
経 常 利 益(千円)	799,796	808,534	981,282	960,687
当 期 純 利 益(千円)	521,250	640,658	796,728	638,516
1株当たり当期純利益 (円)	55.16	69.15	88.73	70.88
総 資 産(千円)	11,039,597	12,988,719	13,028,496	16,755,595
純 資 産(千円)	3,853,441	4,104,015	4,714,240	5,207,087
1株当たり純資産額 (円)	407.81	457.57	524.73	577.28

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社海鮮	20,000千円	100.0%	魚卵の輸入・加工販売、鮮凍魚介類の販売
NIITAKAYA U. S. A. INC.	127,250千円	95.0%	漬物ガリ生姜製造販売及びテナント販売
J. S. O'will, Inc.	67,174千円	77.4%	業務用ヒーターの輸入販売、各種製品・部品の輸出入販売
株式会社アクセルテック	10,000千円	100.0%	イルミネーション敷設工事、大型シーリングファン設置工事

(注) 株式会社アクセルテックは重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、2025年4月にNIITAKAYA U. S. A. INC. の発行済株式の85%を取得し、NIITAKAYA U. S. A. INC. の発行済株式の95%を所有したことに伴い、同社は連結子会社となりました。

(6) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、持続的な賃上げによる所得環境の改善やインバウンド需要の更なる高まり等により国内消費活動の改善が期待されますが、米国の政策方針の転換や地政学リスクの高まり、長引く円安の影響に伴う原材料及び資源価格の高騰といった悪材料も想定される状況にあります。景気の先行きは依然として不透明感が強く、本格的な回復にはまだ時間を要するものと考えられます。また、少子高齢化による国内市場の縮小が経済全体に与える影響も大きく、企業は収益構造の転換を迫られており、今後の重要な課題となっております。

当社が主に事業を行う食品飲料業界においては、食品原料流通の国際化が加速していることに加え、新興国の食糧需要増加や気候変動による農産物の需給バランスの変化など、食品原料の調達には激しさを増していくと思われまます。また、環境関連業界においては、脱炭素や資源循環に関する社会的要請の高まりを背景に拡大が見込まれる一方、各国の環境政策や規制動向の変更、補助金制度の見直し、排出量取引制度の導入方法等によって、市場環境が大きく左右される可能性があります。

このような状況下、当社グループは、国内及び海外市場の動向や消費者の多様なニーズを迅速に捉え、食の安全性の確保と安定供給の継続を第一に、顧客サービスの充実に努め、引き続き既存事業の深耕に注力してまいります。そのために、品質管理体制や営業体制をより一層強化し、原材料・資材の調達網の拡大や積極的な販売促進活動に努めてまいります。一方、少子高齢化による国内の食品飲料市場の縮小化への対応は避けては通れないことから、中長期の成長戦略として、海外市場開拓や新規事業開発に注力し、事業基盤を強化してまいります。特に、自然環境に配慮した環境事業を強化し、事業の多角化を図ってまいります。当社グループは、企業価値向上のため、また企業の社会的責任を果たすために、以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

① 事業基盤の強化

取扱い商材の品質管理体制の強化ならびに安定供給体制を整えるとともに

に、営業面においては顧客のニーズを多面的に把握した付加価値の高い提案を行ってまいります。顧客の抱える課題や要望などを整理し、社内に蓄積された情報を活用して的確かつ迅速な判断が行える営業体制を構築し、精度の高い提案を行うことで当社グループの事業基盤を強化してまいります。

② 海外事業の推進及び新規事業の創出

成長市場である海外において強固な事業基盤を築くため、海外子会社の組織体制の強化を図るとともに、グループ間連携を高めて新たな営業機会の創出や業容の拡大を推進してまいります。また、既存事業で培ったノウハウやインフラを基軸として、既存事業と親和性の高い事業の開発や新規主力商材の確立に注力し、グループ全体の収益力の向上を追求してまいります。加えて、M&Aや事業提携も積極的に検討し、事業の多角化やグループシナジーの向上を実現してまいります。

③ サステナビリティ経営の推進

当社は、企業価値の持続的向上を目指すため、サステナビリティを重要な経営課題として認識しております。社会や経済に対する価値提供と企業利益を両立しながら、長期にわたって持続可能な企業を目指してまいります。主要な取組みとして、フードサプライの強化、環境負荷低減、ガバナンス強化、人材育成などの重点活動を推進し、グループ全体のサステナビリティ向上に向けた土台の構築に注力してまいります。

④ 人材開発の強化及び組織力の向上

人材の採用・育成に注力することで従業員のパフォーマンス向上を図ってまいります。当社グループは人材が重要な経営資源と捉えており、優秀な人材の確保と育成が今後の成長戦略に不可欠であると考えております。そのため多様な人材の採用とダイバーシティ推進を図るとともに、研修制度をはじめとした人事制度を整備し、人材育成に注力してまいります。また、部門横断の情報交換や対話機会を増やすことでチーム間の連携とコミュニケーションの深化を図り、組織力の向上を図ってまいります。

⑤ デジタル技術の活用推進及び業務効率化

DX推進による業務効率化ならびに業務プロセスの最適化を推進してまいります。生成AI活用による定型業務の作業負担削減に加え、営業支援システムを活用した営業関連データの一元管理等による営業提案の精度向上を図り、迅速な意思決定と効率的な営業活動を実現してまいります。また、業務の標準化を推進することにより、工数削減による業務効率化と生産性の向上を図ってまいります。

これらの課題への取り組みを通して、当社グループは、足元の市場環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するとともに、新しい価値創造に向けて、グループ一丸となって企業価値の向上に努めてまいります。また、事業を通じて、社会的課題の解決並びに持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

区 分	事 業 内 容
卸 売 事 業	飲料・食品の製造用原料及び製品（ビタミン類、食品添加物、殺菌乳、農産物加工品、飲料製品等）、排水浄化プラント、大型シーリングファン、業務用ヒーター等の国内販売及び輸出入取引
製 造 販 売 事 業	魚卵の輸入・加工販売、鮮凍魚介類の販売 漬物ガリ生姜製造販売及びテナント販売

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

- ① 当社 本社：東京都港区
- ② 子会社
株式会社海鮮 本社：東京都中野区
NIITAKAYA U. S. A. INC. 本社：カリフォルニア州モンテベロ
J. S. O'will, Inc. 本社：ワシントン州シアトル
株式会社アクセルテック 本社：東京都港区

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
卸売事業	89 (7) 名	14名増 (1名増)
製造販売事業	48 (29) 名	38名増 (1名増)
合 計	137 (36) 名	52名増 (2名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（パート及び嘱託社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
79 (6) 名	8名増 (-)	38.4歳	8.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（パート及び嘱託社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,389,772千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,347,273
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,159,738
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	200,823

2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 36,000,000株

(注) 2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を12,000,000株から36,000,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 9,450,000株

(注) 2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は6,300,000株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数 3,260名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社ピアンナ	930,000株	10.31%
グリーンコア株式会社	750,000	8.31
株式会社サンワ電化阿久比	600,000	6.65
光通信KK投資事業有限責任組合	487,200	5.40
小口八穂子	379,500	4.21
オーウイル従業員持株会	323,200	3.58
株式会社伊藤園	270,000	2.99
鈴木育夫	156,000	1.73
加賀電子株式会社	132,000	1.46
小西啓之	131,000	1.45

(注) 持株比率は自己株式(429,987株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	12,000株	5名
社外取締役(監査等委員を除く。)	—	—
監査等委員	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 達 一 紀	
専務取締役	青 柳 あゆみ	管理本部長
専務取締役	吉 井 健 一	経営企画室長、(株)海鮮代表取締役社長
常務取締役	佐 伯 洋 司	営業本部長
取 締 役	飯 田 裕 之	環境事業担当、(株)アクセルテック代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	廣 田 哲 治	廣田哲治公認会計士事務所所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	久 塚 智 明	(株)FBTプランニング代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 宮 憲	小宮法律事務所

- (注) 1. 取締役(監査等委員)廣田哲治氏、取締役(監査等委員)久塚智明氏、及び取締役(監査等委員)小宮憲氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)廣田哲治氏は、公認会計士及び法学博士の資格を有しており、財務・会計及び法務に関する相当程度の知見を有しております。
 取締役(監査等委員)久塚智明氏は、農学博士として培われた専門知識と企業の経営経験を有しており、食品分野に関する相当程度の知見を有しております。
 取締役(監査等委員)小宮憲氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、廣田哲治氏、久塚智明氏、及び小宮憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容は以下のとおりです。

- ・当該契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員を含む。）であります。
- ・会社補償、第三者補償、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の犯罪行為、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

- ・基本方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び当社への貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

- ・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とする。

[取締役（監査等委員を除く。）]

経営環境、市場水準、従業員の給与水準を考慮し、代表権の有無・役位・職責に相応した報酬額とし、当社グループの事業年度の業績結果、将来の業績見通し、各取締役の業務執行達成度及び貢献度等の総合的な評価を加味して基本報酬の額を算定する。

[取締役（監査等委員）]

経営環境、市場水準、各取締役の能力及び経営に関する貢献度を総合的に勘案して基本報酬の額を算定する。

- ・非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とする。

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、毎年定時株主総会後の一定時期に役位・職責・中期計画の進捗状況・株価推移等を総合的に勘案して決定する。

- ・金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、月例の固定報酬を基本としつつ、役位・職責・業績・株価等を総合的に勘案して決定するものとする。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額とする。委任を受けた代表取締役は、前掲の基本方針及び算定基準を元に個人別の報酬額を算定し、その決定に当たっては、監査等委員会に報酬案を諮問し、監査等委員（社外取締役）の審議・答申を経ることとする。なお、譲渡制限付株式報酬については、取締役会にて個人別の割当株式数を決定する。
監査等委員である取締役の個人別の報酬については、監査等委員の協議により、報酬額を決定する。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第30回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名です。

取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第30回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

また、上記基本報酬額とは別枠で、2024年6月25日開催の第38回定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の限度額は、年額60,000千円以内（これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月24日開催の取締役会にて、代表取締役に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（金銭報酬）額であり、その権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役による決定が適していると判断したためであります。委任された内容の決定にあたっては、監査等委員会に原案を提示し、監査等委員（社外取締役）の意見を聴取したうえで、個人別の報酬

額を決定していることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、譲渡制限付株式報酬については、2025年6月24日開催の取締役会にて個別の割当数を決議しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	168,861 (-)	148,125 (-)	- (-)	20,736 (-)	6 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19,800 (19,800)	19,800 (19,800)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	188,661 (19,800)	167,925 (19,800)	- (-)	20,736 (-)	9 (3)

(注) 非金銭報酬等の内容は①及び②に記載しております譲渡制限付株式報酬であり、当社普通株式12,000株であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役(監査等委員) 廣田哲治氏は、廣田哲治公認会計士事務所所長を兼務しております。当社と廣田哲治公認会計士事務所の間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員) 久塚智明氏は、(株)FBTプランニング代表取締役社長を兼務しております。当社と(株)FBTプランニングの間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員) 小宮憲氏は、小宮法律事務所を兼務しております。当社と小宮法律事務所の間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	廣 田 哲 治	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。公認会計士及び法学博士として専門的見地から、その豊富な会計及び法務の専門知識及び経験に基づいた有益な助言を行っております。独立した客観的見地からの発言は、透明性の高い経営と監督機能強化の実現に向けて重要な役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	久 塚 智 明	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に、また、監査等委員会15回のうち14回に出席いたしました。農学博士として食品分野に関する専門的な知識と経験に基づいた有益な助言を行っております。独立した客観的見地からの発言は、透明性の高い経営と監督機能強化の実現に向けて重要な役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	小 宮 憲	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に、また、監査等委員会15回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、有益な助言を行っております。独立した客観的見地からの発言は、透明性の高い経営と監督機能強化の実現に向けて重要な役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	64,555千円
当社及び子会社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64,555千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、業績の伸長に沿った適正な利益配分の継続と安定的な配当水準の維持を基本的な配当政策としております。また、当社は、中間配当及び期末配当の年2回行うことを基本方針としており、中間配当の決定機関は取締役会、期末配当の決定機関は株主総会であります。

当期の配当金は、中間配当金を1株当たり6円（株式分割前）としており、期末配当金を1株当たり20円とさせていただきます。

- (注) 当社は、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったため、当事業年度の1株当たり期末配当金につきましては、当該株式分割の影響を考慮した金額を記載しております。株式分割を考慮しない場合の当事業年度の期末配当金は60円、年間配当金は66円となります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,486,670	流動負債	11,194,827
現金及び預金	2,542,393	買掛金	6,471,394
受取手形	89,342	1年内償還予定の社債	70,000
売掛金	7,288,436	短期借入金	2,279,422
商品及び製品	6,549,232	1年内返済予定の長期借入金	1,413,141
未着商品	836,571	リース債務	7,838
原材料及び貯蔵品	574,206	未払金	259,785
前渡金	187,960	未払法人税等	259,710
未収入金	225,542	前受金	1,996
その他	234,469	賞与引当金	73,007
貸倒引当金	△41,485	役員退職慰労引当金	207,000
固定資産	1,990,580	その他	151,531
有形固定資産	338,999	固定負債	3,155,796
建物及び構築物	121,144	社債	60,000
機械及び装置	70,805	長期借入金	2,770,815
車両運搬具	17,633	リース債務	12,736
工具、器具及び備品	50,923	繰延税金負債	161,099
土地	58,308	資産除去債務	3,047
リース資産	20,184	退職給付に係る負債	28,098
無形固定資産	745,005	その他	120,000
ソフトウェア	31,521	負債合計	14,350,623
のれん	191,393	純資産の部	
顧客関連資産	520,495	株主資本	5,588,130
その他	1,594	資本金	363,387
投資その他の資産	906,575	資本剰余金	300,051
投資有価証券	308,900	利益剰余金	5,106,463
ゴルフ会員権	162,300	自己株式	△181,772
差入保証金	166,302	その他の包括利益累計額	333,630
繰延税金資産	260,131	その他有価証券評価差額金	100,004
その他	8,940	繰延ヘッジ損益	21,360
資産合計	20,477,251	為替換算調整勘定	212,265
		非支配株主持分	204,866
		純資産合計	6,126,627
		負債・純資産合計	20,477,251

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		41,909,213
売上原価		37,108,227
売上総利益		4,800,985
販売費及び一般管理費		3,432,007
営業利益		1,368,977
営業外収益		
受取利息	4,254	
受取配当金	6,204	
受取補償金	2,951	
雑収入	2,146	15,556
営業外費用		
支払利息	72,657	
為替差損	48,833	
支払補償費	8,102	
その他	806	130,399
経常利益		1,254,134
特別利益		
受取保険金	179,788	179,788
特別損失		
固定資産売却損	450	
役員退職慰労引当金繰入額	207,000	
訴訟和解金	60,000	267,450
税金等調整前当期純利益		1,166,472
法人税、住民税及び事業税	521,833	
法人税等調整額	△157,825	364,007
当期純利益		802,464
非支配株主に帰属する当期純利益		8,541
親会社株主に帰属する当期純利益		793,923

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,217,543	流 動 負 債	9,495,568
現金及び預金	1,114,198	買掛金	5,598,278
受取手形	89,342	短期借入金	2,000,000
売掛金	6,379,907	1年内返済予定の長期借入金	1,111,208
商品及び製品	5,213,894	未払金	233,618
未着商品	848,198	未払費用	14,669
原材料	44,204	未払法人税等	168,345
前渡金	113,411	前受金	1,600
前払費用	49,709	預り金	14,133
関係会社短期貸付金	30,000	賞与引当金	64,297
未収入金	225,176	役員退職慰労引当金	207,000
為替予約	31,193	その他	82,417
その他	119,792	固 定 負 債	2,052,939
貸倒引当金	△41,485	長期借入金	2,052,939
固 定 資 産	2,538,051	負 債 合 計	11,548,507
有 形 固 定 資 産	62,703	純 資 産 の 部	
建物	4,989	株 主 資 本	5,085,722
機械及び装置	5,572	資本金	363,387
車両運搬具	9,381	資本剰余金	295,963
工具、器具及び備品	42,759	資本準備金	288,387
無 形 固 定 資 産	32,492	その他資本剰余金	7,576
ソフトウェア	31,333	利 益 剰 余 金	4,608,143
その他	1,158	利益準備金	2,465
投資その他の資産	2,442,855	その他利益剰余金	4,605,678
投資有価証券	308,900	別途積立金	50,000
関係会社株式	1,734,549	繰越利益剰余金	4,555,678
ゴルフ会員権	162,300	自 己 株 式	△181,772
差入保証金	142,901	評価・換算差額等	121,365
繰延税金資産	94,205	その他有価証券評価差額金	100,004
		繰延ヘッジ損益	21,360
資 産 合 計	16,755,595	純 資 産 合 計	5,207,087
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,755,595

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		34,151,383
売上原価		30,658,184
売上総利益		3,493,199
販売費及び一般管理費		2,545,366
営業利益		947,833
営業外収益		
受取利息	9,229	
受取配当金	108,499	
受取補償金	2,951	
その他	720	121,401
営業外費用		
支払利息	41,499	
為替差損	58,283	
支払補償費	8,102	
その他	662	108,547
経常利益		960,687
特別利益		
受取保険金	179,788	179,788
特別損失		
役員退職慰労引当金繰入額	207,000	
訴訟和解金	60,000	267,000
税引前当期純利益		873,475
法人税、住民税及び事業税	322,703	
法人税等調整額	△87,743	234,959
当期純利益		638,516

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

オーウイル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村	松	啓	輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	川	大	輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーウイル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーウイル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制

を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

オーウイル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村 松 啓 輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 大 輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーウイル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠した、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び重要な使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

オーウイル株式会社 監査等委員会

監査等委員 廣田 哲治 ⑩

監査等委員 久塚 智明 ⑩

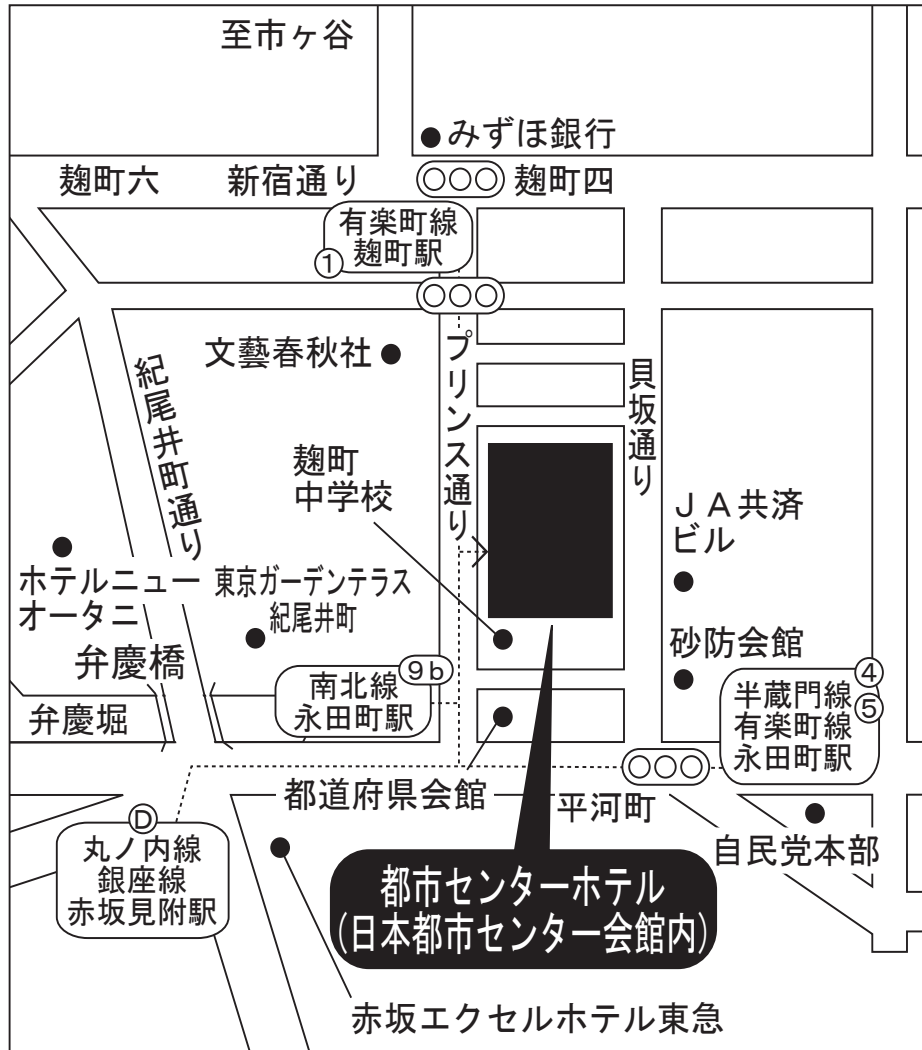
監査等委員 小宮 憲 ⑩

(注) 監査等委員廣田哲治、久塚智明及び小宮憲は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区平河町二丁目4番1号
 都市センターホテル 6階 606会議室
 (日本都市センター会館内)
 TEL 03-3265-8211 (代表)



<交通機関>

- | | | |
|-----------------|---------|------------------|
| ・東京メトロ有楽町線 | 「麹町駅」 | 半蔵門方面1番出口より徒歩約4分 |
| ・東京メトロ有楽町線・半蔵門線 | 「永田町駅」 | 4番・5番出口より徒歩約4分 |
| ・東京メトロ南北線 | 「永田町駅」 | 9b番出口より徒歩約3分 |
| ・東京メトロ丸ノ内線・銀座線 | 「赤坂見附駅」 | D出口より徒歩約8分 |

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。